

平成 23 年 2 月 25 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 丹 青 社
代 表 社 名 代表取締役社長 青 田 嘉 光
本 社 所 在 地 東京都台東区上野 5 丁目 2 番 2 号
(コード番号 9743 東証第 1 部)
問 合 せ 先 取 締 役 鈴 木 清 明
(T E L 03-3836-7282)

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について

当社は、平成 20 年 3 月 21 日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）を決定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、特定株主グループ（注 1）の議決権割合（注 2）を 20%以上とすることを目的とする当社株券等（注 3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が 20%以上となるような当社株券等の買付行為（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応策（以下、「現プラン」といいます。）を決定し、平成 20 年 4 月 24 日開催の当社第 50 回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。現プランの有効期限は平成 23 年 4 月 21 日開催予定の当社第 53 回定時株主総会の終結の時までとされております。

当社は、現プランの有効期間満了に先立ち、当社を取り巻く社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる動向等を踏まえ、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる観点から、本プランの更新のは非について検討を重ねてまいりました。その結果、当社は、平成 23 年 2 月 25 日開催の当社取締役会において、第 53 回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ることを条件として、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、現プランを内容の一部を変更したうえで継続することを決定いたしましたので、お知らせいたします。（以下、変更後のプランを「本プラン」といいます。）

本プランの具体的内容を決定した上記取締役会には、社外監査役 3 名を含む当社監査役 4 名が出席し、その全員が本プランへの更新に賛成しております。また、現プランにかかる独立委員会の委員全員が本プランへの更新について賛成しております。

なお、平成 23 年 2 月 25 日現在、当社株式の大規模買付行為に関する具体的提案はなされておられません。

注 1：特定株主グループとは、

- (1) 当社の株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は、
- (2) 当社の株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注 2：議決権割合とは、

- (1) 特定株主グループが、注 1 の(1)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）又は、
 - (2) 特定株主グループが、注 1 の(2)記載の場合は、当該買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。
- 各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たって、総議決権の数（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定するものをいいます。）は有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注 3：株券等とは、金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等を意味します。

I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社グループは、「より良い空間創造を通じて豊かな社会と生活の実現に貢献する」ことを経営理念とし、人と人、人とモノ、人と情報が行き交う空間を「社会交流空間」ととらえ、空間やメディアを有効活用し、魅力ある「社会交流空間」の創造を事業として、創業以来発展を続けてまいりました。

現在では、百貨店やショッピングセンター、各種専門店などの商業施設をはじめ、博物館や美術館、企業ショールームなどの恒久展示施設、博覧会や各種イベントといった短期展示施設、さらにはオフィスやシネマコンプレックス、ボウリング場などのアミューズメント施設まで、幅広い空間づくりを事業領域としています。

当社グループは、事業領域を拡大する過程において、上記に掲げる各種施設の調査、研究、企画、設計、施工、監理及びこれらに関連する事業活動に関する経営ノウハウを着実に積み重ね、「空間づくりの問題解決力、実現力」を向上させるとともに、株主や従業員、さらには委託先、取引先などの各ステークホルダーとの間に、長期にわたり強固な信頼関係を構築してまいりました。

これら「空間づくりの問題解決力、実現力」および「各ステークホルダーとの強固な信頼関係」は、当社グループの中長期的な成長を支える基盤であり、まさに企業価値を生み出す源泉であると考えております。

当社取締役会としましては、当社が上場会社として株式の流通を市場に委ねている以上、会社を支配する者の在り方は最終的には株主の多数意見によって決定されるべきものと認識しており、会社の経営権の異動を伴うような提案をただちに否定するものではありません。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為などを実施する者の中には、当社グループの事業特性を十分に把握せず、上記に掲げる企業価値を生み出す源泉となる部分を軽視し、中長期的に見て当社グループの企業価値を毀損する恐れのある提案がなされる場合も想定されます。

当社取締役会は、株主共同の利益及び中長期的な企業価値を保全する観点から、このような提案を行う者は当社の経営を支配する者として不適当であると認識しており、当該提案を受けた場合、適宜適切な対応を行ってまいります所存です。

II 基本方針の実現に資する取組み

1. 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは「ここを動かす空間創造のプロフェッショナルであり続ける」こと、「お客さまとともに、社員とともに、社会とともに、成長する」ことを経営ビジョンに掲げ、このビジョンに沿って、多様なニーズや市場・社会の変化に対応しつつ、自らが成長・変革し続けるよう、コアコンピタンスである「空間づくりの問題解決力、実現力」に磨きをかけるとともに、新たな成長分野への事業展開を推進してまいりました。

しかしながら、平成 20 年秋以降の世界的な金融不況の影響に伴う経営環境の急速な悪化により、当社グループの業績も悪化し、未だ厳しい経営環境が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、厳しい経営環境のなかでも確実に利益を創出し、成長し続けるべく、強靱な企業体質の構築を目指して、中期経営計画（平成 24 年 1 月期～平成 26 年 1 月期）を策定し、経営改革を実行しております。

主な改革の内容は次のとおりであります。

(1) 事業改革

① 事業の再編成、再構築

商空間事業を土台に、IMC（Integrated Marketing Communication）事業およびエリア事業（支店）の統合をはかり、各事業のリソースを活用することによる採算性の向上に取り組みます。また、事業を統合することにより、既存の事業間の狭間にある業務を確実に取り込み、市況や特需に左右されることなく、一定の利益を確保し、安定成長を果たせる体質へ転換いたします。

② 職種間協業の促進

川上段階での事業開発力を重視し、従来の営業－デザイナー制作という職種間リレー方式ではなく、デザイン職と制作職の協業領域（生産機能）および営業職とデザイン職の協業領域

(企画・販売機能)を特に重点的に強化することにより、多様化する顧客のニーズに応じてまいります。

(2) 機能改革

① 企業統治体制の見直し

コーポレート・ガバナンスの強化、充実が重要な経営課題であると認識しており、より効率的かつ透明性の高い経営を目指し、執行役員制度の廃止、役員人事制度の透明化等の施策を実行いたします。

② 人事・労務制度の見直し

当社の事業活動における最も重要な要素は人材であるため、従業員のモチベーションを高め、働きやすい環境を整えることで、如何なく能力を発揮することができると考え、新たな人事制度を導入いたします。

③ 業務プロセスの見直し

専任部署を設置し、当社グループ全体の業務の省力化、合理化、時間短縮を実現する業務プロセスを再構築いたします。

(3) グループ改革

① グループ会社の再ポジショニング

グループ各社の役割を再定義し、当社グループ全体での採算性と価値向上を目指します。

当社は、上記、中期経営計画に基づいた改革を実行し、当社グループの総合的な競争力の強化に努めることが、当社グループの企業価値を向上させるうえで重要なものと考えております。

また、当社グループが持続的な成長を続けるためには、さまざまなステークホルダーから信頼・理解をいただくことが必要と認識し、ISO14001の実践による環境負荷の低減やユニバーサルデザインへの取り組み、プライバシーマーク制度に基づく個人情報保護体制の構築など、適正かつ適法に事業活動を展開するための体制の整備に取り組んでおります。

2. コーポレート・ガバナンスへの取り組み

当社は、当社グループの企業価値の向上を使命と認識し、その実現に向けてコーポレート・ガバナンスの強化、充実が重要な経営課題の一つであると捉えております。

その一環として、複数の指揮命令系統の潜在化という問題点を抱えていた執行役員制度を平成 23 年 1 月 31 日付で廃止することにより、社長以下の指揮命令系統を明確化し、更なる経営の効率化を図り、あわせて業務執行機能をより強化することといたしました。

また、当社は監査役制度を採用しており、監査役会を構成する 4 名の監査役のうち 3 名を社外監査役とすることで、監査役監査の透明性、実効性を確保しております。

各監査役は、取締役会へ出席し、各分野での専門的見地から助言や提言を行い、取締役会の意思決定の適正性の確保に努めております。

Ⅲ 本プランの内容(基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み)

1. 本プラン導入の目的

本プランは、上記Ⅰ. に述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入するものです。

当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、株主の皆様が適切な判断を行うための必要かつ十分な情報及び時間を確保すること及び大規模買付者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

2. 本プランの概要

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為が行われるにあたり、株主の皆様が適切な判断を行うための必要かつ十分な情報及び時間を確保する目的から、当社取締役会が定める大規模買付者が従うべ

き大規模買付ルール（後記「3. 大規模買付ルール」をご参照ください。）と、大規模買付行為に対し当社が取りうる対抗措置から構成されています。当社取締役会は、大規模買付ルールの遵守を大規模買付者に求め、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合及び遵守した場合につき一定の対応方針（後記「4. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」をご参照ください。）を定め、必要に応じて新株予約権の無償割当て等による対抗措置を決議いたします。

3. 大規模買付ルール

（1）大規模買付者による情報の提供

大規模買付者は、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、当該買付者が買付に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言及び以下の内容等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を、当社の定める書式により提出していただきます。

- ① 大規模買付者の名称、住所
- ② 設立準拠法
- ③ 代表者の氏名
- ④ 国内連絡先
- ⑤ 提案する大規模買付行為の概要等

当社取締役会は、意向表明書を受領後、直ちに開示するとともに、意向証明書の受領後10営業日以内に大規模買付者から当初提供していただくべき情報（以下、「本必要情報」といいます。）のリストを大規模買付者に交付します。提出された本必要情報が不十分であると当社取締役会が判断した場合には、独立委員会（「4.（3）独立委員会の設置」をご参照ください。）に諮問し、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大規模買付者に対し、適宜回答期限を定めて、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。大規模買付者に当初提出していただく本必要情報の項目の一部は、以下のとおりです。

- ① 特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の詳細（名称、住所、事業内容、資本構成、財務内容等を含む。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容
- ③ 大規模買付行為における当社株式の買付価格の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金の提供者の名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。）
- ④ 当社グループの経営に参画した後に予定する、経営方針、経営計画、事業計画、財務政策、資本政策、配当政策、並びに役員候補者及びその略歴
- ⑤ 大規模買付行為実行後に予定する当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループの利害関係者の処遇方針

なお、当社取締役会は、本必要情報の提供完了を直ちに開示するとともに、本必要情報及びその他の情報のうち当社取締役会が適切と判断する事項について、当社取締役会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

（2）当社取締役会による評価・検討

当社取締役会は、大規模買付者が上記3.（1）に定める情報の提供を完了した後、以下に定める期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間として与えられるものとします。

- ① 対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社株式の買付の場合は60日間
- ② その他の大規模買付行為の場合は90日間

当社取締役会は、適宜必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決定に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合（取締役会評価期間内に独立委員会が取締役会に対し4.（3）

に掲げる勧告を行うに至らない場合等)は、当社取締役会は独立委員会の勧告に基づき、30日間を上限として取締役会評価期間を延長できるものとします。

当社取締役会が取締役会評価期間を延長する場合は、延長する日数及び延長の理由を速やかに情報開示いたします。

大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

4. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何に関わらず、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護を目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を取る場合があります。具体的な対抗措置については、その時点で当社取締役会が相当と判断するものを選択することとなります。

当社取締役会が具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は、原則として別紙3に記載のとおりとします。なお、新株予約権の無償割当てを行うにあたっては、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行うことはありますが、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案の内容及び当社取締役会が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上ご判断いただくこととなります。ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断する場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、上記4.(1)に定める対抗措置をとることがあります。具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると認められる場合に、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにも関わらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権・ノウハウ・企業秘密情報・主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に委譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の買収を行っている場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいう）など、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合（ただし、部分的公開買付けであることをもって当然これに該当するものではありません。）
- ⑥ 大規模買付者の提案する買付条件（買付対価の金額、種類、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合

- ⑦ 大規模買付者による支配権取得により、株主はもとより、従業員、取引先、顧客その他の当社グループの利害関係者の利益を含む当社の企業価値の著しい毀損が予想されたり、当社の企業価値の維持及び向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑧ 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

(3) 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、当社取締役会による判断の客観性を担保する観点から、独立委員会規程（概要につきましては、別紙1をご参照ください。）を定め、当社と独立した立場にある社外監査役及び社外の有識者で構成される独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、当社と独立した立場にある社外監査役及び社外の有識者から選任するものとします。（本プランの更新時における独立委員会の委員の氏名・略歴は、別紙2をご参照ください。）

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否か、取締役会評価期間を延長するか否か、当該大規模買付行為が上記4.（2）①～⑧に掲げる各事項に該当するか否か、及び当該大規模買付行為に対し当社取締役会がその時点において相当と判断する具体的対抗措置が許容されるか否かについて、当社取締役会に勧告します。その後取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置発動の是非を判断することとなります。

なお、独立委員会は、当該大規模買付行為が上記4.（2）①～⑧に掲げる各事項に該当するか否かが検討課題となっている場合に対抗措置を発動すべき旨勧告する際、当該対抗措置の発動に関して下記（4）に基づき株主意思確認のための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます）の承認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

(4) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、対抗措置の発動に関して、上記（3）に従い、独立委員会があらかじめ対抗措置の発動に関して株主意思確認総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、又は当該大規模買付行為が上記4.（2）①～⑧に掲げる各事項に該当するか否かが検討課題となっており、かつ、株主意思確認総会の開催に要する時間等を勘案したうえ、取締役会が善管注意義務に照らし株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、株主意思確認総会を招集し、対抗措置の発動に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(5) 対抗措置の発動の停止等について

当社取締役会は、対抗措置の発動を決定した後であっても、大規模買付行為が撤回されるなど、発動を決定するにあたり前提となった事実関係に変動が生じ、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当該対抗措置の発動の停止又は変更を行うことができるものとします。

なお、対抗措置の発動を停止又は変更する場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに、速やかな情報開示を行います。

5. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

(1) 本プランの更新時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの更新時には、新株予約権の無償割当て等は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 対抗措置の発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が、具体的な対抗措置の発動を決定した場合には、当社は、法令及び適時開示規則等に従って、適時適切な情報開示を行います。

対抗措置の発動時には、大規模買付者以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格

別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただくこととなりますが、当社が新株予約権を当社株式と引換えに取得できる旨の取得条項に従い当該新株予約権の取得手続を行う場合は、大規模買付者以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになります。これらの手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することとなった際に、法令及び適時開示規則に基づき、別途お知らせいたします。

なお、当社は、新株予約権の割当ての基準日や新株予約権の割当ての効力発生後においても、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当てを中止し、又は当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

6. 本プランの適用開始と有効期限について

本プランは、平成23年4月21日開催予定の第53回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただくことを更新の条件としていますが、その有効期限につきましては、第53回定時株主総会終結の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとし、その後本プランの継続については、定時株主総会の承認を得ることとします。当社取締役会は、本プランを継続することが承認された場合は、その旨を速やかにお知らせします。

なお、本プランは、その有効期限が到来していない場合でも、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ、随時本プランの見直しを行い、必要に応じて当社株主総会の承認を得た上で、本プランの修正・変更を行うことがあります。本プランが廃止された場合には直ちに開示し、修正、変更された場合には、当社取締役会が必要と判断する事項について速やかにお知らせします。

IV 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

1. 買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）をすべて充足しています。また、本プランは、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を勘案した内容となっております。

2. 株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、株主の皆様が当該大規模買付行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的に導入するものです。

3. 株主意思を尊重していること

当社は、第53回定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に本プランへの更新をさせていただく予定です。

また、一定の場合には、本プランに従った対抗措置の発動の是非について、当社取締役会が株主意思確認総会を招集し、株主の皆様の意思を確認することができます。

更に、本プランの有効期間の満了前であっても、当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。

4. 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの導入に当たり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、「Ⅲ. 4. (3) 独立委員会の設置」に記載のとおり、独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外監査役又は社外の有識者から選任される委員3名以上により構成されます。

また、独立委員会の判断概要については必要に応じ株主の皆様へ情報を開示することとし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

5. 第三者専門家の意見の取得

本プランにおいて独立委員会は、大規模買付者が出現すると、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等）の助言を受けることができるとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ及び客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

6. デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

「Ⅲ. 6. 本プランの適用開始と有効期限について」に記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の期差選任を行っていないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

独立委員会規程の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役及び社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。
- ・ 独立委員会の委員の任期は、選任された日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の直後に開催される取締役会の終結時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合は、この限りでない。
また、社外監査役であった独立委員会の委員が、社外監査役でなくなった場合には、委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の実施又は不実施等に関する最終的な決定を行う（ただし、対抗措置の発動に関して、株主意思確認総会において別段の決議がなされた場合には、当該決議に従う）。なお、独立委員会の各委員及び当社の各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 大規模買付ルールが遵守されたか否かの判断
 - ② 大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであるか否かの判断
 - ③ 大規模買付行為に対し当社取締役会がその時点において相当と判断する具体的対抗措置を発動することが許容されうるか否かの判断
 - ④ 対抗措置の発動に関して株主意思確認総会招集の要否の判断
 - ⑤ 対抗措置の中止の判断
 - ⑥ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・ 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
 - ① 大規模買付者及び当社取締役会が提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ② 大規模買付者による大規模買付行為の内容の精査、検討
 - ③ 大規模買付者との交渉、協議
 - ④ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求及び代替案の検討
 - ⑤ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定めた事項
- ・ 独立委員会は、大規模買付者から提出された意向表明書の記載内容又は本必要情報の提供が不十分であると判断した場合には、追加的に情報等を提出するよう求める。また、独立委員会は、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、大規模買付行為の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提示するよう要求することができる。
- ・ 独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から大規模買付行為の内容を改善させるために必要があれば、直接又は間接に、大規模買付者と協議・交渉を行うことができる。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・ 各独立委員会委員は、大規模買付行為がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

独立委員会委員の略歴

本プラン継続時の独立委員会の委員は、以下の3名とします。

氏 名 余田 幹男（よでん みきお）

生年月日 昭和22年4月21日

略 歴

昭和46年4月	国税庁入庁
昭和53年7月	鹿屋税務署長
平成元年7月	熊本国税局調査査察部長
平成13年7月	国税庁徴収部長
平成14年8月	税理士開業（現任）
平成19年6月	当社社外監査役（現任）

氏 名 長谷川 明（はせがわ あきら）

生年月日 昭和23年9月19日

略 歴

昭和46年4月	神田税務署入署
平成5年7月	沼津税務署副署長
平成14年7月	鎌倉税務署長
平成18年7月	税務大学校副校長
平成19年3月	金沢国税局長
平成20年8月	税理士開業（現任）

氏 名 高野 一郎（たかの いちろう）

生年月日 昭和31年5月8日

略 歴

昭和62年4月	弁護士登録（第一東京弁護士会）
平成3年4月	東京永和法律事務所入所
平成17年6月	株式会社光通信社外監査役（現任）
平成19年3月	株式会社ダイナムホールディングス社外取締役（現任）
平成20年7月	高野法律事務所開業（現任）

以 上

新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及び割当条件

当社取締役会が定める割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く）1株につき新株予約権1個の割合で、新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会で定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。

3. 株主に割り当てる新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。新株予約権の行使条件の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当ての効力の生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会で別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

以 上

当社株式の状況（平成23年 1 月31日現在）

1. 発行可能株式総数 96,000,000株

2. 発行済株式総数 24,832,857株

3. 株主数 2,963名

4. 大株主（上位10名）

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
丹青社取引先持株会	千株 1,682	% 6.77
株式会社みずほ銀行	1,078	4.34
株式会社三井住友銀行	1,028	4.14
第一生命保険株式会社	978	3.93
日本生命保険相互会社	926	3.73
丹青社従業員持株会	894	3.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	786	3.16
株式会社三菱東京UFJ銀行	760	3.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	491	1.97
佐藤 正	436	1.75

以 上